



熊本県公報

第13286号
令和5年(2023年)
11月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 道路の供用開始…………… (//) 2
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい者支援課) 3

公 告

- 基本測量の実施…………… (監理課) 3
- 公共測量の実施…………… (//) 3
- くまもとDX推進データ連携基盤構築事業(非パーソナルエリア・データ連携基盤構築事業)委託業務に係る随意契約の相手方等…………… (デジタル戦略推進課) 3
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 4
- 熊本都市計画地区計画の変更(菊陽町決定)の縦覧…………… (都市計画課) 4
- 熊本都市計画地区計画の決定(菊陽町決定)の縦覧…………… (//) 4

登 載 依 頼

- 令和5年度第3回熊本県行政文書等管理委員会の開催…………… (行政文書等管理委員会) 4
- 環境影響評価方法書の一般意見の募集…………… (宇土市) 5
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表…………… (有明海自動車航送船組合) 6
- 令和5年度(2023年度)第10回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 17

告 示

熊本県告示第855号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人ペートル会	ヘルパーステーションかわべ	球磨郡相良村大字川辺1778番地	令和6年(2024年)1月1日	訪問介護

熊本県告示第856号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和5年(2023年)11月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

一般県道	五木湯前線	球磨郡五木村甲字竹ノ川 4901番1地先から 同所 4902番26地先まで	前	7.5 ～ 31.6	76.5	活力創出基盤交付金
			後	12.1 ～ 31.8		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)11月28日

熊本県告示第857号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)11月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市久玉町字古園 3472番11地先から 同所 4562番2地先まで	65.0	単県橋梁補修

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)11月28日

熊本県告示第858号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)11月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市魚貫町字浦越 2914番1地先から 同所 2914番1地先まで	43.7	活力創出基盤交付金
		天草市魚貫町字浦越 2927番1地先から 同所 2927番1地先まで	46.3	
		天草市魚貫町字浦越 2929番1地先から 同所 2930番1地先まで	167.5	

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)11月28日

熊本県告示第859号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、令和5年11月28日から施行する。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

表1九州労働金庫秋津レークタウン出張所の項を削る。

熊本県告示第860号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年（2023年）11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ヘルパーステーションみんなの家 宇城市不知火町長崎561番地1	合同会社6L 宇城市不知火町長崎561番地1 矢野 のぞみ	居宅介護、重度訪問介護	令和5年（2023年）6月1日

公 告

熊本県公告第731号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（オルソ作成）	令和5年（2023年）12月22日から 令和6年（2024年）3月31日まで	人吉市、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町

熊本県公告第732号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年（2023年）11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（4級水準測量、中心線測量、縦断測量、横断測量、現地測量）	令和5年（2023年）11月6日から 令和6年（2024年）1月31日まで	熊本県天草市河浦町今富地内

熊本県公告第733号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年（2023年）11月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
くまもとDX推進データ連携基盤構築事業（非パーソナルエリア・データ連携基盤構築事業）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年（2023年）10月2日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- 日本電気株式会社熊本支店
熊本市中央区水道町8番6号
- 5 契約金額
64,669,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,879,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第734号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営乙ヶ瀬地区(方野換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間 令和5年(2023年)11月29日から
令和5年(2023年)12月26日まで
- 2 縦覧の場所 南阿蘇村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
- (1) 換地設計書
- (2) 各筆換地明細書
- (3) 清算金明細書
- (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第735号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画(原水工業団地地区計画)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第736号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により菊陽町から熊本都市計画地区計画(新山二丁目地区地区計画)の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼**熊本県行政文書等管理委員会公告第3号**

令和5年度(2023年度)第3回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県行政文書等管理委員会会長 澤田道夫

- 1 開催日時
令和5年(2023年)12月5日(火)
午後1時30分から(1時間30分程度)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
知事 部局・各種委員会等における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
- (1) 令和4年度末に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち有識者による書類審査後、廃棄相当とされたもの
- (2) 令和3年度末までに保存期間が満了し、有識者による現物確認を令和5年度に実施し、廃棄相当とされたもの
- (3) 平成25年度末に保存期間が満了し、委員会において廃棄保留と意見が付された

が、原課が「廃棄相当」としたものについて有識者が再度現物確認を実施したものが、令和元年度末に保存期間が満了し、委員会において廃棄保留と意見が付されたが、原課が「廃棄相当」としたものについて有識者が再度現物確認を実施したもの

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうへ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、条例第7条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会について、条例第7条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年（2023年）11月28日

宇土市長 元松 茂樹

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 宇土市
- (2) 代表者の氏名 宇土市長 元松 茂樹
- (3) 主たる事務所の所在地 熊本県宇土市浦田町51番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 住吉漁港土砂受入地整備事業
- (2) 種類 公有水面の埋立
- (3) 規模 埋立区域の面積 約15.8ha

3 対象事業実施区域の位置

熊本県宇土市住吉町地先公有水面

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

熊本県宇土市内、熊本県熊本市内及び熊本県宇城市内

5 方法書の縦覧及び公表の方法及び期間

- (1) 場所
 - ア 宇土市役所（農林水産課）
 - イ 熊本市役所（水産振興センター）
 - ウ 宇城市役所（農林水産課）
 - エ 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
- (2) 期間 令和5年（2023年）11月28日（火）から令和5年（2023年）12月28日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 電子縦覧 <https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1121/7830.html>

6 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 宇土市
 - ア 日時 令和5年（2023年）12月6日（水）午後7時から
 - イ 場所 網津防災センター
- (2) 熊本市
 - ア 日時 令和5年（2023年）12月12日（火）午後7時から
 - イ 場所 天明まちづくりセンター（天明公民館）
- (3) 宇城市
 - ア 日時 令和5年（2023年）12月13日（水）午後7時から
 - イ 場所 不知火防災拠点センター

7 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限 令和6年（2024年）1月12日（金）当日消印有効
- (2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送
- (3) 意見書の提出に必要な事項
 - 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその

名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

- 9 問合せ先
〒869-0492
熊本県宇土市浦田町51番地
宇土市 経済部 農林水産課 林務水産係
電話 0964-27-3326（直通）

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。
令和5年（2023年）11月28日

有明海自動車航送船組合
管 理 者 栗 林 堅 一 郎

- 1 有明海自動車航送船事業の令和5年度上半期（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

- (1) 事業の概要
当期における輸送実績は、航送車両数166,576台、車両収入467,491,590円、同乗旅客数163,084人、同乗旅客収入69,992,420円、一般旅客数32,295人、一般旅客収入15,077,710円である。
これを前年度同期と比較すると、航送車両数12,458台（8.1%）の増、車両収入87,560,480円（23.1%）の増、同乗旅客38,486人（30.9%）の増、同乗旅客収入20,927,160円（42.7%）の増、一般旅客数3,697人（12.9%）の増、一般旅客収入2,756,630円（22.4%）の増となる。

- (2) 職員数（令和5年9月30日現在）

- 一般職員 9人
- 船舶職員 11人
- 合 計 20人

- (3) 条例、規則の制定改廃

なし

- (4) 議会議決事項

なし

- (5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

- 2 令和4年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

ウ クライナ情勢を背景とした原油高により、エネルギー・原材料価格の高騰による物価上昇、また、欧米各国の金融引き締めによって、歴史的な円安・ドル高となり、国内経済を取り巻く環境はより厳しさが増している状況にある。

このような状況のもと、組合の航送台数は感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ行動制限等の緩和措置がなされたこと、西九州新幹線の開業や全国旅行支援等の効果もあり、コロナ禍前の約8割まで回復してきた。また、コロナ感染症収束後の観光需要の高まりによる輸送回復を見据え、両港ターミナルトイレを温水洗浄便座に改修するなど、利用しやすい環境づくりを行った。

一方、費用については、原油価格高騰に伴う燃料費と資材価格の上昇により、船舶及び施設の維持管理費に影響を受けたが、コロナ対応の効率的なダイヤ並びに省エネ運航を実施し、出来る限りの抑制に努めた。

- (1) 令和4年度決算報告書 別表3
- (2) 令和4年度損益計算書 別表4
- (3) 令和4年度貸借対照表 別表5
- (4) 令和4年度企業債及び一時借入金の概況 別表6
- (5) 令和4年度固定資産明細書 別表7

別表1

令和5年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書
(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	502,371,739		
	(2) 運航雑入	<u>2,555,367</u>	504,927,106	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	2,365,542		
	(2) 運航経費	338,934,080		
	(3) 運航管理費	<u>133,752,924</u>	<u>475,052,546</u>	
	営業利益			29,874,560
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	0		
	(2) 他会計補助金	21,000,000		
	(3) 長期前受金戻入	55,493,000		
	(4) 雑収入	<u>1,447,605</u>	77,940,605	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑損失	0		
	(3) 雑支出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>77,940,605</u>
	経常利益			<u>107,815,165</u>
	当期純利益			107,815,165
	前年度繰越利益剰余金			<u>203,867,264</u>
	当期末処分利益剰余金			<u>311,682,429</u>

別表2

令和5年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表
(令和5年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 船	3,246,415,317		
減価償却累計額	<u>2,395,908,661</u>	850,506,656	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	761,884,348		
減価償却累計額	<u>406,250,043</u>	355,634,305	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>215,749,215</u>	19,429,155	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,291,560		
減価償却累計額	<u>33,048,423</u>	6,243,137	
ト 建設仮勘定		<u>1,820,000</u>	
有形固定資産合計			1,245,861,044
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,276,638,644
2 流 動 資 産			
(1) 現金預金		2,202,773,900	
(2) 未 収 金		3,936,183	
(3) 前 払 金		115,000	
(4) その他流動資産		<u>31,951,450</u>	
流動資産合計			<u>2,238,776,533</u>
資 産 合 計			<u>3,515,415,177</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	27,280,000	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	207,009,477	
ロ 修繕準備引当金	<u>3,743,853</u>	
固定負債合計		238,033,330
4 流 動 負 債		
(1) 長 期 借 入 金	27,272,000	
(2) 未 払 金	18,453,134	
(3) 預 り 金	44,510,204	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	0	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		91,235,338
5 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	1,748,034,273	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>1,108,520,193</u>	
繰延収益合計		<u>639,514,080</u>
負債合計		<u>968,782,748</u>

資 本 の 部

6 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	100,000,000	
ハ 建設改良積立金	269,000,000	
ニ 当期末延分利益剰余金	<u>311,682,429</u>	
利益剰余金合計	<u>680,682,429</u>	
剰余金合計		<u>690,982,429</u>
資本合計		<u>2,546,632,429</u>
負債資本合計		<u>3,515,415,177</u>

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	繰越費通次繰 越額に係る時 源充当額			
第1款 資本的収入	円 0	2,413,000	2,413,000	円 0	円 0	2,412,696	円 △ 304	(収受消費税及び地方消費税 0円)
第1項 補助金	0	2,413,000	2,413,000	0	0	2,412,696	△ 304	
第2項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

区 分	予 算 額					決 算 額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	小 計		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	繼 続 費 通 次 繰 越 額		
第1款 資本的支出	円 37,272,000	0	0	円 0	円 37,272,000	36,519,700	円 0	円 0	円 752,300	(収受消費税及 び地方消費税 840,700円)
第1項 建設改良費	8,000,000	0	2,000,000	0	10,000,000	9,247,700	0	0	752,300	
第2項 長期借入金償還金	27,272,000	0	0	0	27,272,000	27,272,000	0	0	0	
第3項 予備費	2,000,000	0	△ 2,000,000	0	0	0	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額34,107,004円は、過年度分損益勘定留保資金33,266,304円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額840,700円で補填した。

別表4

令和4年度損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	874,167,784		
	(2) 運航雑入	<u>5,078,923</u>	879,246,707	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	5,337,504		
	(2) 運航経費	697,919,265		
	(3) 運航管理費	<u>279,900,740</u>	<u>983,157,509</u>	
	営業損失			103,910,802
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	30,972		
	(2) 他会計補助金	150,245,865		
	(3) 長期前受金戻入	110,874,124		
	(4) 雑収入	<u>4,743,603</u>	265,894,564	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑損失	0		
	(3) 雑支出	<u>14,629,259</u>	<u>14,629,259</u>	<u>251,265,305</u>
	経常利益			147,354,503
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>101,076</u>	101,076	101,076
6	特別損失			
	(1) その他特別損失	<u>7,500,000</u>	<u>7,500,000</u>	<u>7,500,000</u>
	当年度純利益			139,955,579
	前年度繰越利益剰余金			<u>63,911,685</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>203,867,264</u>

別表5

令和4年度貸借対照表
(令和5年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	3,246,415,317		
減価償却累計額	<u>2,325,853,165</u>	920,562,152	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	761,884,348		
減価償却累計額	<u>398,534,521</u>	363,349,827	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>215,036,352</u>	20,142,018	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,291,560		
減価償却累計額	<u>32,298,862</u>	6,992,698	
有形固定資産合計			1,323,274,486
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,354,052,086
2 流動資産			
(1) 現 金 預 金		2,066,211,007	
(2) 未 収 金		43,966,004	
(3) 前 払 金		100,000	
(4) その他流動資産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>2,111,277,011</u>
資 産 合 計			<u>3,465,329,097</u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 長期借入金		27,280,000	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金		207,009,477	
ロ 修繕準備引当金		<u>3,743,853</u>	
固定負債合計			238,033,330
4 流動負債			
(1) 長期借入金		27,272,000	
(2) 未払金		48,487,685	
(3) 預り金		898,741	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金		15,812,997	
(5) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			93,471,423
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		1,748,034,273	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>1,053,027,193</u>	
繰延収益合計			<u>695,007,080</u>
負債合計			<u>1,026,511,833</u>

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金		<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計			1,855,650,000
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,500,000		
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>		
資本剰余金合計		10,300,000	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	100,000,000		
ハ 建設改良積立金	269,000,000		
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>203,867,264</u>		
利益剰余金合計		<u>572,867,264</u>	
剰余金合計			<u>583,167,264</u>
資本合計			<u>2,438,817,264</u>
負債資本合計			<u>3,465,329,097</u>

別表6

令和4年度企業債及び一時借入金の概況

① 企業債

単位：円

区 分	期 首	未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金	0	0	0	0	0
公 庫 資 金	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

② 一時借入金

なし

別表7

令和4年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			備 考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計	
船 舶	3,246,415,317	0	0	3,246,415,317	140,110,993	0	2,325,853,165	年度末償却未済高 920,562,152
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	0	12,163,141
建 物	762,632,208	7,612,000	8,359,860	761,884,348	15,011,893	7,941,867	398,534,521	363,349,827
構 築 物	235,178,370	0	0	235,178,370	2,081,588	0	215,036,352	20,142,018
機械装置	1,293,000	0	0	1,293,000	0	0	1,228,350	64,650
備 品	38,496,560	795,000	0	39,291,560	1,646,587	0	32,298,862	6,992,698
計	4,296,178,596	8,407,000	8,359,860	4,296,225,736	158,851,061	7,941,867	2,972,951,250	1,323,274,486

単位：円

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	757,600	
その他無形固定資産	0	0	0	0	
計	757,600	0	0	757,600	

単位：円

(3) 投 資

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
有明フェリス振興券	30,000,000	0	0	30,000,000	
島原観光ビューロー株	20,000	0	0	20,000	
計	30,020,000	0	0	30,020,000	

単位：円

熊本県いじめ防止対策審議会公告第10号

令和5年度(2023年度)第10回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和5年(2023年)11月28日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 八 塚 一 郎

- 1 開催日時
令和5年(2023年)12月5日(火)
午後4時30分から午後6時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
県庁防災センター 102会議室
- 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班
(電話096-333-2720)